

○新潟市区自治協議会条例

平成18年12月21日

条例第74号

(設置)

第1条 市民と市とが協働して地域のまちづくりその他の課題に取り組み、住民自治の推進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第252条の20第7項の規定に基づく区地域協議会として、区ごとに区自治協議会を置く。

2 区ごとに置く区自治協議会の名称は、別表に掲げるとおりとする。

(組織)

第2条 区自治協議会は、委員30人以内で組織する。ただし、人口(法第254条に規定する人口をいう。)が10万人を超える区においては、その超える数が1万人を増すごとに1人を30人に加えた人数以内で組織するものとする。

2 委員は、区の区域内に住所を有する者(第1号又は第2号に該当する者にあつては、区の区域内に主たる事務所を有し、活動する団体が当該団体を代表する者として選出する者を含む。以下「区民等」という。)で、次の各号のいずれかに該当するもののうちから、市長が選任する。

(1) 地域コミュニティ協議会(主として小学校又は中学校の通学区域内に居住し、又は所在する住民及び自治会、町内会その他公共的団体等で構成された地域の課題に取り組むための活動の主体となる組織をいう。)がその構成員のうちから選出する者

(2) 公共的団体等(前号の地域コミュニティ協議会を除く。)がその構成員のうちから選出する者

(3) 学識経験者

(4) 公募による者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

3 市長は、前項の規定による委員の選任に当たっては、委員の構成が区民等の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、増員、辞職等に伴い、新たに選任されることとなる委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

2 市長は、前条第2項第1号に該当する者として選任された委員について、2回まで再任することができる。

3 市長は、前条第2項第2号から第5号までのいずれかに該当する者として選任された委員について、1回に限り再任することができる。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

4 委員は、区民等でなくなったとき、又は前条第2項第1号若しくは第2号に該当する者として選任された者にあつては、その者を選出した団体の構成員でなくなったときは、その職を失う。

(委員の解任)

第4条 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務を行うことができないと認めるとき。

(2) 前号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

(委員の報酬及び費用弁償)

第5条 委員には、報酬を支給しない。

2 委員が区自治協議会の会議(以下「会議」という。)若しくは部会に出席し、又は委員の職務として規則に定める職務を遂行したときは、日額3,000円を費用弁償として支給する。

3 部会への出席に対する費用弁償の支給回数は、一の年度において1人につき24回までとする。ただし、第7条第2項の規定により市長その他の市の機関により諮問された事項又は同条第3項の規定により市長があらかじめ意見を聴く事項を部会で審議する場合における費用弁償は、当該支給回数に含まないものとする。

4 委員が職務のため出張したときは、新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年新潟市条例第4号)別表第2に定める費用を弁償する。

(会長及び副会長)

第6条 区自治協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

3 会長は、区自治協議会の事務を掌理し、区自治協議会を代表する。

4 副会長は、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 区自治協議会は、会議において出席委員の3分の2以上の者の同意があるときは、会長又は副会長を解任することができる。

(区自治協議会の役割等)

第7条 区自治協議会は、区民等の参画を通じて、多様な意見を調整し、その取りまとめを行い、区民等と市との協働の要となるよう努めるものとする。

2 区自治協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

(1) 区役所が所掌する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する区の区域に係る事務に関する事項

(3) 市の事務処理に当たっての区民等との連携の強化に関する事項

3 市長は、次に掲げる事項のうち、区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、当該区の区自治協議会の意見を聴かなければならない。

(1) 総合計画及びこれに準ずる計画に関する事項

(2) 区役所が所管する公の施設の設置及び廃止に関する事項並びに管理に関する基本的事項

(3) 区役所が企画立案を行う施策のうち、市長が定める事項

4 市長その他の市の機関は、前2項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(会議の招集)

第8条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第10条 区自治協議会は、事務の一部について調査し、審議させるため、必要に応じて、委員の一部で構成する部会を置くことができる。

2 区自治協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を部会に出席させ、意見を

求めることができる。

(連絡調整)

第11条 区自治協議会は、規則で定めるところにより、他の区自治協議会との連絡調整を行うものとする。

(庶務)

第12条 区自治協議会の庶務は、当該区自治協議会が置かれる区の区役所で処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、区自治協議会の運営その他必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成 26 年条例第 号)

この条例中第3条第2項の改正規定、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に1項を加える改正規定、第5条第2項の改正規定、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に1項を加える改正規定及び第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に1条を加える改正規定は平成27年4月1日から、第1条第1項の改正規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）の施行の日から施行する。

別表(第1条関係)

名称
北区自治協議会
東区自治協議会
中央区自治協議会
江南区自治協議会
秋葉区自治協議会
南区自治協議会
西区自治協議会
西蒲区自治協議会